

(別紙)

竹粉碎機利用にあたっての留意事項

1. 竹粉碎機を竹林整備以外の目的で使用することや、中津市外での使用は禁止します。
2. 竹粉碎機を他に転貸することは禁止します。
3. 竹粉碎機は、操作マニュアルどおりに使用すること。又、危険な場所での使用や無理な操作は行わないこと。特に、規定以上の太い竹・木の粉碎を行わないこと。
4. 未経験者に竹粉碎機の操作をさせる場合は、必ず使用責任者の指導の基に行わせること。又、本留意事項を熟知させること。
5. 竹粉碎機は、連続使用の有無にかかわらず、現場に置いたままにせず、毎日持ち帰り、使用責任者が保管すること。
6. 竹粉碎機を返却する時は、清掃と燃料を補充してから行うこと。
7. 竹粉碎機の維持管理のため、下記の利用料が必要です。返却時に必ず納入すること。

記

竹粉碎機利用料金表

利用時間	利用料金	現地指導料※
半日（4時間まで）	3,000円	1回につき
1日（8時間まで）	5,000円	3,000円

※ 未経験者のため、現地で操作指導を行う場合は、上記料金が別途必要となります。

利用申込(予約)、時間・料金については、事前に管理者と協議を行って下さい。